⑸　落札者の決定　予定価格の範囲内であり、入札説明書で指定する性能等の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者とする。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yutaka Kaneko Director of Financial Department Japan Broadcasting Corporation
⑵　Classification of the products to be procured : 14, 71, 27
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : LAN equipment for election 1 set
⑷　Delivery period : 29 May 2026
⑸　Delivery place : Place(s) specified by Director of Financial Department Japan Broadcasting Corporation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who have applied and been listed in the permanent list of qualified suppliers
⑺　Time-limit for the submission of application documents : 17 : 00, 27 May 2025
⑻　Term for the submission of tenders by electronic bidding system : from 10 : 30 to 11 : 00, 28 May 2025
⑼　Contact point for the notice : NHK Business Create INC., 2―2―1 Jinnan, Shibuya-ku, Tokyo 150―8001, Japan. TEL 03―5455―5567 FAX 03―5455―5592

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）「新技術導入促進（Ｉ）型」、「技術提案簡易評価型」、「余裕期間制度（フレックス方式）」、「建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例２号の場合の監理技術者）の配置を認めない工事」である。
また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
なお、本入札に係る落札者の決定及び契約締結は、当該工事に係る令和７年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。
令和７年３月27日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　岩﨑　福久
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　Ｒ７国道357号有明橋山側下部工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　東京都港区台場地先、東京都江東区有明地先
⑷　工事内容
橋台工　１基　作業土工　１式　既製杭工　８本（φ800　Ｌ＝24.0m）　橋台躯体工　コンクリート　約160㎥　鉄筋　約５ｔ
ＲＣ橋脚工　２基　作業土工　１式　鋼管矢板基礎工　28本（φ800　Ｌ＝33.0m）　場所打杭工　６本（φ1200　Ｌ＝28.5m）　橋脚躯体工　コンクリート　約740㎥　鉄筋　約100ｔ
仮設工　１式　仮橋・仮桟橋工　１式　土留・仮締切工　１式　作業ヤード整備工　１式　汚濁防止工　１式
⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。
全体工期：契助約締結の翌日から令和９年９月30日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約900㎥、鉄筋　約105ｔ
⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」及び「賃上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表―１による。
①　「工事環境の改善」実施工事
②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
④　建設リサイクル法対象工事
⑤　総価契約単価合意方式
⑥　出来高部分払方式
⑦　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事
⑧　「設計審査会」の設置対象工事
⑨　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
⑩　ＩＣＴ活用工事【橋脚・橋台、基礎工（施工者希望Ⅱ型）】
⑪　ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事【発注者指定型】
⑫　工事工程表の開示の試行工事
⑬　週休２日制適用工事（月単位）
⑭　新技術導入促進（Ｉ）型
⑮　技術提案簡易評価型
⑯　「生産性向上チャレンジ」試行工事
⑰　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
⑱　条件明示チェックリスト開示の試行工事
⑲　ＣＣＵＳ義務化モデル工事
⑳　監理技術者育成交代モデル工事（試行）
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成21年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
㋐　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の工事であること。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く。）
㋑　基礎形式が鋼管矢板基礎の工事であること。
ただし、上記㋐、㋑は同一工事でなくてよい。
ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐の施工実績を有すること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑹　工事全般の施工計画が適正であること。